

地震に強い住まいに



しませんか

ご利用ください 建物の耐震化支援事業

区では、首都直下地震による被害を最小限にし、災害に強いまちをつくるため、建物の耐震診断や耐震改修工事への補助など耐震化支援事業を進めています。詳しくは、パンフレット「地震に強いあなたの住まい(右図)」や新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・☎(3209)9227へ。



防災都市づくり課・特別出張所等で配布しています

木造住宅の耐震化への補助

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)等

ステップ1 予備耐震診断のための技術者派遣

建物の耐震性能を目視で診断する技術者(建築士)を無料で派遣します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事方法等の技術的な相談にも応じます。

ステップ2 耐震診断・補強設計への補助

予備耐震診断で、「耐震補強が必要」と診断され、詳細な耐震診断を実施して補強設計を行う場合に、費用の一部を補助します。

【補助限度額】15万円(消費税等を除く)

※補助を受けるためには、区に登録している耐震診断登録員が耐震診断・補強設計を実施することが条件です。

ステップ3-1 耐震改修工事への補助

耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します(下表)。

【対象】個人の場合、次の全てを満たす方(法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります)

- ▶申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
- ▶区に登録している耐震診断登録員が実施した診断・設計に基づいて工事を実施する

ステップ3-2 工事監理への補助

区に登録している耐震診断登録員が工事監理を行う場合に、費用の一部を補助します。

【補助限度額】8万円(消費税等を除く)

◆耐震改修工事の補助金額◆

区分	住民税非課税世帯または重点地区(※1)内の建物	障害のある方または65歳以上の方がお住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象工事費(※2)の4分の3(上限300万円)	補助対象工事費の4分の2(上限200万円)	補助対象工事費の4分の1(上限100万円)
左記①②に該当する建物	8分の3(上限150万円)	8分の2(上限100万円)	8分の1(上限50万円)
簡易耐震改修工事	5分の3(上限150万円)	5分の2(上限100万円)	5分の1(上限50万円)
左記①②に該当する建物	10分の3(上限75万円)	10分の2(上限50万円)	10分の1(上限25万円)

※1重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域

※2補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ床面積(m)×3万2,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強と関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

★道路に突出している木造住宅、敷地が道路に接していない木造住宅にも補助しています

①建物(門・塀を除く)が建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合

建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する旨の確認書を提出することを条件に、補助の対象とします。

②建物が建築基準法に基づく接道要件(原則として敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合

耐震改修工事の際に台所等火気使用室内の装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

非木造建物の耐震化にも補助しています

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

- 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)
- 耐震診断・補強設計への補助
- 耐震改修工事への補助

次のいずれかに該当することが補助の要件です。詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。パンフレットでもご案内しています。

- ▶延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している
- ▶特定建築物である
- ▶緊急輸送道路沿道にあり、建物の高さから道路の中心から建物までの距離を超えている

ご来場ください 耐震ベッド展示会

就寝中の地震から命を守る耐震ベッドの実物を展示します(写真)。



【日時】7月25日(月)～29日(金)午前9時～午後5時(26日(火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

※耐震シェルター・ベッドの設置にも補助しています。対象者等詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。

街頭無料相談会

行政・建築・社会保険・年金・労務・税務・不動産・法律などの相談に専門家が応じます。

【日時】7月14日(木)午前11時30分～午後6時(受け付けは午後5時30分まで)

【相談員】行政書士・一級建築士・社会保険労務士・税理士・宅地建物取引士・司法書士ほか

【主催】東京都行政書士会新宿支部ほか6団体

【後援】東京都・東京商工会議所
【会場】申込み当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。

【問合せ】東京都行政書士会新宿支部事務局 ☎0120(917)4855、区総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)4209へ。

衣類の回収

家庭で眠っている衣類を回収します(子ども服も可)。靴・かばんは回収しません。虫食い・カビ等劣化しているものは引き取りできません。

【日時】7月19日(火)午前10時～午後5時

【協力】日本リ・ファッション協会
【会場・問合せ】環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。会場に駐車場はありません。

起業家セミナー

●事業を進める上で知っておきたいデザインの基礎知識
【日時】7月23日(土)午後2時～5時

【対象】創業を目指す方、創業後に新しい知見を得たい方、24名

【内容】デザインの役割と考え方・技術的な基礎、デザイナーの仕事内容ほか(講師は北村崇・タイミングデザイン事務所代表)

【費用】500円(交流会費)
【会場】申込み7月7日(木)から電話かファックス・電子メール(4面記入)



ご利用ください 【区委託事業】 U29就職マッチング支援事業

区内中小企業と就職意欲のある若者のマッチングの強化を図り、早期就職を支援します。

◆若者のためのしごと探しサイト
「新宿区U29しごと図鑑」を開設しました
http://www.shinjuku-u29.jp
若者の採用・育成に積極的な区内中小企業を紹介するウェブサイトです。就活ゼミや合同面接会の案内・募集も行っています。

◆保護者向けセミナー
【日時】7月20日(水)午後6時30分～8時20分
【対象】区内在住・在学の18歳～29歳で就職活動中のお子さんの保護者、30名
【会場】四谷地域センター(内藤町87)
【内容】就職活動を支える保護者の関わり方を現役採用担当者が解説
【申込み】7月7日(木)から「新宿区U29しごと図鑑」(上記)へ。先着順。
【問合せ】同業事務局(株)HRP内 ☎(3222)1801へ。

みどりのカーテン探検

新宿エコ歴史まちあるきガイドの案内でまちのみどりや、みどりのカーテンを巡りながら歩きます。

【日時】7月29日(金)午前10時に都営大江戸線中井駅改札集合、正午に落合第二地域センターで解散(小雨実施)

【主な行き先(予定)】妙正寺川沿い、落合公園、中井御霊神社、西落合公園(禅寺丸柿)ほか

【持ち物】帽子・飲み物・雨具ほか
【申込み】はがきかファックス(4面記入例のほかお持ちの方はファックス番号・メールアドレスを記入)

で、7月19日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023 西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434へ。同センターホームページ http://www.shinjuku-eco-center/ から申し込み可能です。定員15名。応募者多数の場合は抽選。

リサイクル講座

●裂き布からぞうり作り
【日時】8月6日(土)午前10時～午後4時

【対象】4歳以上のお子さんと区内在住・在勤の保護者、20名(区内在住)

【問合せ】景観・まちづくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3569へ。



新たな防火規制区域に指定されました

●赤城下町、中里町、天神町、神楽坂6丁目、赤城元町、矢来町、東横町、築地町、改代町の各地内

東京都建築安全条例に定める防火規制区域に指定され、6月20日から施行されました。

区域内では、建物の新築や建て替えの際、原則として全ての建築物は準耐火建築物以上とし、延べ面積が500㎡を超えるか4階以上の建築物は耐火建築物とすることが義務付けられます。詳しくは、新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】景観・まちづくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3569へ。